

第9回
館林市・板倉町合併協議会
会議資料

日時：平成29年11月24日（金）午後2時

場所：板倉町中央公民館大ホール

議案第27号

合併協定項目23-1 国内・国際交流事業について

国内・国際交流事業について、次のとおり提案する。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-1 国内・国際交流事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。2 国際交流事業については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 - 1 国内・国際交流事業	関係項目	1 国内交流事業
調整方針	国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 交流自治体及びその住民との相互の信頼に基づき、継続して行う自治体交流を推進することにより、住民の相互理解の促進を図り、より豊かな人間性の育成及び地域の活性化に寄与する。</p> <p>【内容】 1 名護市（沖縄県） (1) 友好都市 締結日 平成21年4月25日 (2) 交流事業 ① 物産交流 名護市やんばる産業祭及び館林市産業祭における物産交流 ② 広域観光事業 名護市さくらまつり及び館林市つつじまつりへのフラワーレディー及び職員の相互派遣 ③ 児童交流 両市子ども会会員の相互訪問（隔年） ④ 職員人事交流研修事業 両市職員の相互派遣による施策調査及び研究</p>		<p>【目的】 交流自治体及びその住民との相互の信頼に基づき、継続して行う自治体交流を推進することにより、住民の相互理解の促進を図り、より豊かな人間性の育成及び地域の活性化に寄与する。</p> <p>【内容】 1 上越市（新潟県） (1) 姉妹都市 締結日 昭和63年8月1日 (2) 交流事業 ① 児童交流（新潟板倉交流会） 新潟県上越市板倉区（地域自治区）と板倉町の子ども会による交流活動</p>	
		具体的な調整内容	
		国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 天童市（山形県）</p> <p>(1) 観光物産等相互交流協定 締結日 平成13年10月27日</p> <p>(2) 交流事業</p> <p>① 物産交流 天童市農業まつり、たてばやし花菖蒲まつり及び館林市産業祭における物産交流</p> <p>3 上山市（山形県）</p> <p>(1) スポーツ交流協定 締結日 平成26年5月4日</p> <p>(2) 交流事業</p> <p>① スポーツ交流 少年団サッカー交流大会の他、各種スポーツを通じた交流</p> <p>【その他の都市間交流】</p> <p>・榊原康政公ゆかり四市市長懇談会（榊原サミット） 榊原家と歴史的にゆかりの深い豊田市（愛知県）、姫路市（兵庫県）、上越市（新潟県）、館林市の4市で結成し、歴史と文化を活かしたまちづくりを通じてお互いに友好の輪を広げることを目的に、毎年市長懇談会を開催している。</p>		

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-1 国内・国際交流事業	関係項目	2 国際交流事業
調整方針	国際交流事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 姉妹・友好都市との交流を通じて、教育・文化・芸術等の連携を深め、市民の国際理解・国際感覚を醸成する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 オーストラリア・サンシャインコースト市</p> <p>(1) 姉妹都市 締結日 平成8年7月9日</p> <p>(2) 交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生派遣事業 ・学生訪問団受入事業 ・海外訪問団派遣・受入事業 <p>2 中華人民共和国・昆山市</p> <p>(1) 友好都市 締結日 平成16年10月25日</p> <p>(2) 交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外訪問団派遣・受入事業 ・中学生スポーツ交流事業 		なし	
		具体的な調整内容 国際交流事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。	

議案第28号

合併協定項目23-4 人権推進事業について

人権推進事業について、次のとおり提案する。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-4 人権推進事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 人権啓発事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 - 4 人権推進事業	関係項目	1 人権啓発事業
調整方針	人権啓発事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 人権尊重都市宣言（平成8年10月1日宣言）</p> <p>【内容】</p> <p>すべての人びとの人権を保障し、思いやりとやさしさに満ちた地域社会の実現を目指すとともに、市民一人ひとりが基本的人権の大切さを認識し、人と人とのふれあいを深め、人間性豊かな館林市を築くことを目指す。</p> <p>2 人権教育・啓発に関する基本計画</p> <p>(1) 館林市人権教育・啓発に関する基本計画（平成26年3月策定）</p> <p>【内容】</p> <p>人権尊重都市宣言の理念に基づき、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本理念や施策の方向性を明示し、市民、企業、団体等とともに人権尊重の社会実現に向けた取組を推進する。</p> <p>(2) 啓発事業</p> <p>基本計画に基づく進行管理を行いながら、市民の人権感覚・人権意識の醸成のため講演会やセミナーを開催し、人権擁護委員と連携して人権尊重の理念を広く市民に啓発する。</p>	<p>1 人権尊重都市宣言</p> <p>なし</p> <p>2 人権教育・啓発に関する基本計画</p> <p>(1) なし</p> <p>(2) 啓発事業</p> <p>人権問題に関する研修会の参加や、人権擁護委員と連携して人権についての啓発活動を実施し、人権尊重の理念を広く町民に啓発する。</p>	<p>具体的な調整内容</p> <p>人権教育・啓発に関する基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。</p> <p>ただし、人権尊重都市宣言については、合併協定項目19「慣行の取扱い」において調整する。</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 - 4 人権推進事業	関係項目	2 人権教育の推進
調整方針	人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【名称】 館林市人権教育推進計画</p> <p>【目的】 すべての人々が幸せになれる社会を実現するため、基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動を学校教育および社会教育の面から積極的に推進する。</p> <p>【計画策定体制】 館林市人権教育推進協議会</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重・男女共同参画講演会の開催 ・人権擁護作品（作文、標語、ポスター）の募集・表彰 ・指導者のための「人権教育だより」の発行 ・人権教育に関する研究授業（小・中学校） 他 		<p>【名称】 板倉町人権教育推進委員会事業計画</p> <p>【目的】 板倉町における人権教育の推進を図り、偏見と差別のない民主的な明るい町づくりに寄与する。</p> <p>【計画策定体制】 板倉町人権教育推進委員会</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育公開研修会（講演会） ・人権教育作品（作文、標語）の募集・表彰 ・教育委員会機関誌「かけはし」の発行 ・人権教育公開授業（小・中学校） 他 	
			具体的な調整内容
			人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

議案第29号

合併協定項目23-16 ごみ収集運搬業務事業について

ごみ収集運搬業務事業について、次のとおり提案する。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-16 ごみ収集運搬業務事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 ごみ収集運搬に関することについては、合併時に統合する。2 一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。(2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。3 ごみ減量化器具購入費助成金については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-16 ごみ収集運搬業務事業	関係項目	1 ごみ収集運搬に関すること	
調整方針	ごみ収集運搬に関することについては、合併時に統合する。			
現		況		
館 林 市		板 倉 町		
<p>【目的】 各家庭からごみステーションへ排出された燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物を収集運搬し、ごみを適正に処理する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 ごみステーション数（平成29年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 1, 799か所 ・燃やせないごみ・資源物 1, 384か所 <p>2 収集運搬対象物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・資源物（プラスチック類含む） <p>3 収集休業日</p> <p> 日曜日、ゴールデンウィーク（5月3日～5日）、年始（1月1日～1月3日）</p>		<p>【目的】 各家庭からごみステーションへ排出された可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物を収集運搬し、ごみを適正に処理する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 ごみステーション数（平成29年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 182か所 ・不燃ごみ 170か所 ・資源物 186か所 <p>2 収集運搬対象物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・資源物（プラスチック類含む） <p>3 収集休業日</p> <p> 土・日曜日、ゴールデンウィーク（5月3日～5日）、年始（1月1日～1月3日）</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>ごみ収集運搬に関することについては、収集休業日及び収集時間が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 収集時間</p> <p>(1) 燃やせるごみ (週2回収集) 月・火・木・金曜日 午前8時30分～午後5時15分 水・土曜日 午前8時30分～正午</p> <p>(2) 燃やせないごみ・資源物 (それぞれ月2回収集) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 土曜日 午前8時30分～正午 ※巡回日：第5週目はごみ収集を実施しないため、 投棄ごみの確認を実施。</p> <p>5 廃蛍光管収集運搬 公民館等の拠点23か所に廃蛍光管ボックスを設置し、毎月第2・第4月曜日に収集している。</p> <p>6 平成28年度搬入実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 14,386 t ・燃やせないごみ・資源物 4,070 t 	<p>4 収集時間</p> <p>(1) 可燃ごみ (週2回収集) 月・火・木・金曜日 午前8時30分～正午</p> <p>(2) 不燃ごみ・資源物 (それぞれ月2回収集) 水曜日 午前8時30分～正午</p> <p>5 廃蛍光管収集運搬 各公民館の4か所に廃蛍光管ボックスを設置し、毎月第1・第3水曜日に収集している。</p> <p>6 平成28年度搬入実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 2,441 t ・不燃ごみ 315 t 	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-16 ごみ収集運搬業務事業	関係項目	2 一般廃棄物処理計画
調整方針	一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。 (1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 館林市一般廃棄物処理基本計画 【目的】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画を定め、廃棄物の発生抑制及び資源化を進めるとともに、排出された廃棄物について適正な収集・運搬、中間処理及び最終処分を確保し、持続可能な循環型社会を構築するために必要な取り組みを進める。 【計画期間】 平成25年度～平成34年度	1 板倉町一般廃棄物処理基本計画 【目的】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画を定め、廃棄物の発生抑制及び資源化を進めるとともに、排出された廃棄物について適正な収集・運搬、中間処理及び最終処分を確保し、持続可能な循環型社会を構築するために必要な取り組みを進める。 【計画期間】 平成18年度～平成32年度	具体的な調整内容	
2 館林市一般廃棄物処理実施計画 【目的】 一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を定め、市はこれに基づき収集、運搬及び処分を行う。 【計画期間】 毎年度策定	2 板倉町一般廃棄物処理実施計画 【目的】 一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を定め、町はこれに基づき収集、運搬及び処分を行う。 【計画期間】 毎年度策定	一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-16 ごみ収集運搬業務事業	関係項目	3 ごみ減量化器具購入費助成金
調整方針	ごみ減量化器具購入費助成金については、合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 家庭内で発生するごみを自家処理するための生ごみ処理器具を購入する費用の一部を助成することにより、ごみの減量化を推進する。</p> <p>【助成内容】</p> <p>1 生ごみ処理槽 容量130ℓ以上のもので、1基につき3,000円を指定店の申請により助成する。</p> <p>2 生ごみ処理容器 容量14ℓ以上のもので、1基につき1,000円を指定店の申請により助成する。</p> <p>3 生ごみ処理機 1基につき購入費の2分の1の額を助成する。ただし、その額が20,000円を超えるときは20,000円とし、当該金額の2分の1の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。</p> <p>【平成28年度実績】</p> <p>生ごみ処理槽 14件 生ごみ処理容器 11件 生ごみ処理機 10件</p>		なし	
		ごみ減量化器具購入費助成金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。 ただし、指定店の見直しについては、合併時まで調整する。	

議案第30号

合併協定項目23-17 環境対策事業について

環境対策事業について、次のとおり提案する。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-17 環境対策事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 環境美化事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。3 斎場については、合併時に統合する。4 渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することについては、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-17 環境対策事業	関係項目	1 環境基本計画
調整方針	環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
【名称】 第二次館林市環境基本計画 【目的】 館林市環境基本条例第7条の規定に基づき、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定する。 【計画期間】 平成22年度～平成31年度 【望ましい環境像】 空と大地と人の共生環境都市 ～いつまでも星が輝き、メダカの泳ぐまち～ 【基本目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせるまち ・自然と水辺の美しいまち ・緑潤う快適なまち ・低炭素と循環型のまち ・自らが行動するまち 	なし		環境基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-17 環境対策事業	関係項目	2 環境美化事業
調整方針	環境美化事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 市、市民等及び事業者が協力して市内における河川等の水質浄化及び環境美化に取り組むことにより、市民が求める清潔で美しいなまちづくりを目指す。</p> <p>【内容】 1 環境美化運動（春・秋） 美しいふるさと群馬づくりを一層推進するため、群馬県が定めた「環境美化月間」において、住民、事業者及び県・市町村が連携して清掃活動やごみの不法投棄防止、ごみの減量化等を行い、環境美化活動の普及啓発を実施する。 ・春の環境美化月間 毎年 5月1日～6月30日 ・秋の環境美化月間 毎年 9月1日～10月31日</p> <p>2 市民一斉清掃 春（4月第2日曜日）及び秋（11月第1日曜日）の早朝時間帯に、市民総参加により自宅周辺や各区の指定場所の清掃活動を実施する。</p>		<p>【目的】 光と水と緑に囲まれた板倉町の生活環境を守りはぐくむため、町、町民及び事業者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進する。</p> <p>【内容】 1 環境美化運動（春・秋） 美しいふるさと群馬づくりを一層推進するため、群馬県が定めた「環境美化月間」において、住民、事業者及び県・市町村が連携して清掃活動やごみの不法投棄防止、ごみの減量化等を行い、環境美化活動の普及啓発を実施する。 ・春の環境美化月間 毎年 5月1日～6月30日 ・秋の環境美化月間 毎年 9月1日～10月31日</p> <p>2 一斉清掃 なし</p>	
		具体的な調整内容	
		環境美化事業については、実施する事業が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-17 環境対策事業	関係項目	3 斎場
調整方針	斎場については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
【施設内容】 1 火葬炉 4基（大型2基、標準2基） 2 焼却炉 2基（汚物用1基、小動物用1基） 3 待合室 1号室～4号室 4 式場 会葬 150人席 5 集会室 1号室・2号室 6 霊安室 2か所 7 使用時間 午前9時～午後5時 8 休場日 友引の日、1月1日及び2日 【運営体制】 市職員 3人 委託先職員 2人（火葬業務の一部委託による配置） 【平成28年度利用実績】 1,196件（うち、館林市828件、板倉町192件）		なし	
具体的な調整内容			
斎場については、館林市のみ設置しているため、館林市の例により合併時に統合する。			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-17 環境対策事業	関係項目	4 渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関する事
調整方針	渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関する事については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
なし	<p>1 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会</p> <p>【目的】 渡良瀬遊水地のラムサール条約登録を踏まえ、「湿地の保全」、「湿地の賢明な利用」を図るため、治水機能の向上と継続的な自然環境の保全及び様々な利活用の促進に関し、関係機関及び周辺の住民等が十分に協議を行うことを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 治水機能の向上及び利水機能の維持を含む遊水地の賢明な利活用 ② 貴重な遊水地の生態系を護るための保全・再生 ③ 人々の参加・交流や情報交換・教育・啓発活動 ④ 渡良瀬遊水地及び周辺地域の地域振興 <p>(2) 構成団体</p> <p>4市2町（古河市、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市）、自治会等地域の代表、遊水地に関する各種団体、国の44団体</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関する事については、板倉町の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
	<p>2 渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会</p> <p>【目的】 渡良瀬遊水地エリアにおいて、トキやコウノトリなどを指標とした多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりを実現する。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エコロジカル・ネットワークの形成 ② 河川及び周辺地域の水辺環境の保全・再生 ③ 賑わいのある地域振興・経済活性化 <p>(2) 構成団体</p> <p>有識者及び6市4町（古河市、結城市、五霞町、境町、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市、久喜市）、4県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県）の関係部局、国の31団体</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
	<p>3 ラムサール条約登録湿地関係市町村会議</p> <p>【目的】 ラムサール条約に登録されている湿地及びその他の湿地の適正な管理に関し、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することにより、地域レベルの湿地保全活動を促進する。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>① ラムサール条約登録湿地等の保全管理に関する研修事業 (市町村会議、情報交換、先進地視察等)</p> <p>② 関係市町村が実施するラムサール条約関係事業への協力 (エコライフ・フェアへの参加)</p> <p>(2) 構成団体 ラムサール条約登録湿地に関係する68市町村 (平成28年8月現在)</p>	

協議第3号（継続協議）

合併協定項目3 新市の名称について

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目3 新市の名称
調整方針	※参考資料により検討をお願いいたします。 なお、次回以降の審議事項といたします。

【第2回合併協議会資料より抜粋】

編入合併の場合は、編入する市町村の法人格のみが存続するため、新市町村の名称は、編入する市町村の名称とすることが一般的であるが、新たに定めることもできる。ただし、既存の他の市町村の名称と同一とならないよう配慮が必要である。

協議第4号（継続協議）

合併協定項目4 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目4 新市の事務所の位置
調整方針	※参考資料により検討をお願いいたします。 なお、次回以降の審議事項といたします。

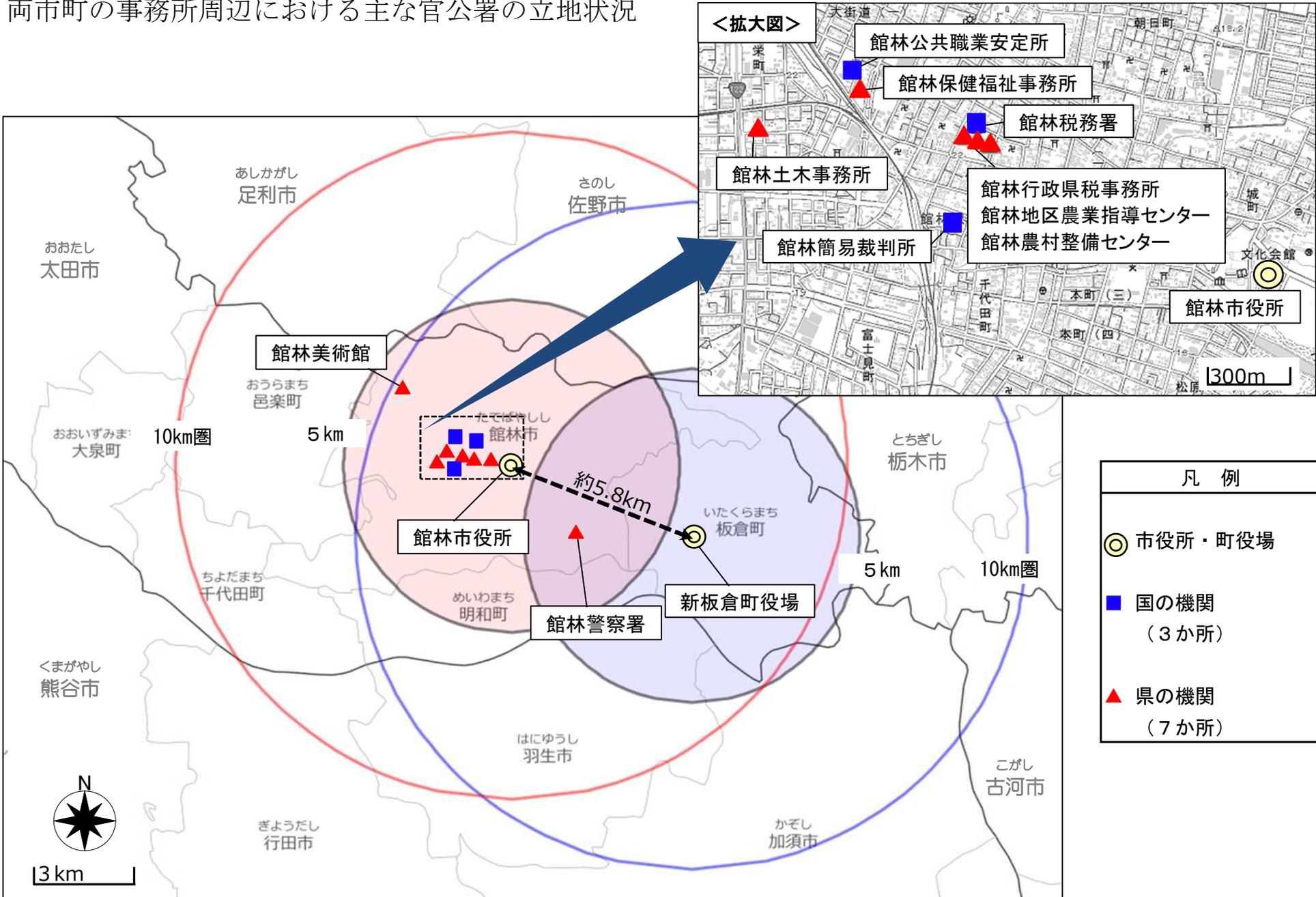
【第2回合併協議会資料より抜粋】

編入合併の場合は、一般的には編入する市町村の事務所の位置が、新市の事務所の位置となる。

新市の事務所の位置について

現		況	
館 林 市		板 倉 町	
○庁舎概要		○新庁舎概要	
1 所在地 館林市城町1番1号		1 所在地（建築中） 板倉町大字板倉字西原、亥之子及び入之山 地内	
2 施設		2 施設	
敷地面積	20,766.10 m ²	敷地面積	14,872.69 m ²
建築面積	3,266.96 m ²	建築面積	1,814.54 m ²
延床面積	9,760.24 m ²	延床面積	4,084.02 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	構 造	鉄筋コンクリート造 (一部プレストレストコンクリート造梁)
階 数	地下1階、地上5階	階 数	地上3階+塔屋

両市町の事務所周辺における主な官公署の立地状況



県内の合併事例

新市町名	合併の方式	名称の決定方法	事務所の位置	合併関係市町村名
中之条町	編入	協議会で決定	旧中之条町役場	中之条町、六合村
高崎市	編入	協議会で決定	旧高崎市役所	高崎市、吉井町
	編入	協議会で決定	旧高崎市役所	高崎市、榛名町
	編入	協議会で決定	旧高崎市役所	高崎市、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町
前橋市	編入	協議会で決定	旧前橋市役所	前橋市、富士見村
	編入	協議会で決定	旧前橋市役所	前橋市、大胡町、宮城村、粕川村
藤岡市	編入	協議会で決定	旧藤岡市役所	藤岡市、鬼石町
桐生市	編入	協議会で決定	旧桐生市役所	桐生市、新里村、黒保根村
沼田市	編入	協議会で決定	旧沼田市役所	沼田市、白沢村、利根村
富岡市	新設	公募、委員会で選考、協議会で決定	旧富岡市役所	富岡市、妙義町
みどり市	新設	公募、委員会で選考、協議会で決定	旧笠懸町役場	笠懸町、大間々町、(勢)東村
東吾妻町	新設	協議会で決定	旧吾妻町役場	(吾)東村、吾妻町
安中市	新設	公募、委員会で選考、協議会で決定	旧安中市役所	安中市、松井田町
渋川市	新設	公募、委員会で選考、協議会で決定	旧渋川市役所	渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橘村
みなかみ町	新設	協議会で決定	旧月夜野町役場	月夜野町、水上町、新治村
太田市	新設	公募、協議会委員の記名投票で決定	旧太田市役所	太田市、尾島町、新田町、藪塚本町
伊勢崎市	新設	公募、委員会で選考、協議会で決定	旧伊勢崎市役所	伊勢崎市、赤堀町、(佐)東村、境町
神流町	新設	公募、委員会で選考、協議会で決定	旧万場町役場	万場町、中里村

県外近隣自治体の合併事例

1 栃木県

新市名	合併の方式	名称の決定方法	事務所の位置	合併関係市町名
栃木市	編入	協議会で決定	旧栃木市役所	栃木市、岩舟町
	編入	協議会で決定	旧栃木市役所	栃木市、西方町
	新設	協議会で決定	旧栃木市役所	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町
鹿沼市	編入	協議会で決定	旧鹿沼市役所	鹿沼市、栗野町
佐野市	新設	協議会で決定	旧佐野市役所	佐野市、田沼町、葛生町

2 埼玉県

新市名	合併の方式	名称の決定方法	事務所の位置	合併関係市町村名
熊谷市	編入	協議会で決定	旧熊谷市役所	熊谷市、江南町
	新設	協議会で決定	旧熊谷市役所	熊谷市、妻沼町、大里町
行田市	編入	協議会で決定	旧行田市役所	行田市、南河原村
鴻巣市	編入	協議会で決定	旧鴻巣市役所	鴻巣市、吹上町、川里町
加須市	新設	協議会で決定	旧加須市役所	加須市、騎西町、北川辺町、大利根町
久喜市	新設	協議会で決定	旧久喜市役所	久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町

3 茨城県

新市名	合併の方式	名称の決定方法	事務所の位置	合併関係市町名
古河市	新設	協議会で決定	旧総和町役場 旧古河市役所 旧三和町役場	古河市、総和町、三和町

協議第29号

合併協定項目23-2 電算システム事業について

電算システム事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-2 電算システム事業
調整方針	電算システム事業については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-2 電算システム事業	関係項目																																								
調整方針	電算システム事業については、合併時に統合する。																																									
現 況			具体的な調整内容																																							
<p>1 住民情報等基幹システム 住民情報等基幹システムは、住民情報等を総合的に一体化した共通基盤ソフトです。 業務別の個別ユニットの利用状況は下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット名 (システム)</th> <th>館林市</th> <th>板倉町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>住民基本台帳</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>印鑑登録</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>学齢簿</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>選挙</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国民投票</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>個人住民税</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>法人住民税</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>固定資産税</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>軽自動車税</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国民健康保険 (資格)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国民健康保険 (賦課)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国民健康保険 (給付)</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>			ユニット名 (システム)	館林市	板倉町	住民基本台帳	○	○	印鑑登録	○	○	学齢簿	○	○	選挙	○	○	国民投票	○	○	個人住民税	○	○	法人住民税	○	○	固定資産税	○	○	軽自動車税	○	○	国民健康保険 (資格)	○	○	国民健康保険 (賦課)	○	○	国民健康保険 (給付)	○	○	<p>住民情報等基幹システムについては、両市町共通基盤ソフトとして開発されているため、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合する。</p> <p>なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。</p>
ユニット名 (システム)	館林市	板倉町																																								
住民基本台帳	○	○																																								
印鑑登録	○	○																																								
学齢簿	○	○																																								
選挙	○	○																																								
国民投票	○	○																																								
個人住民税	○	○																																								
法人住民税	○	○																																								
固定資産税	○	○																																								
軽自動車税	○	○																																								
国民健康保険 (資格)	○	○																																								
国民健康保険 (賦課)	○	○																																								
国民健康保険 (給付)	○	○																																								

現 況			具体的な調整内容
国民年金	○	○	
後期高齢者	○	○	
収納	○	○	
滞納	○	○	
高齢者福祉	○	○	
障害者福祉	○	○	
児童手当	○	○	
児童扶養手当	○		
保育園	○	○	
福祉医療	○		
健康管理	○	○	
特定健診	○	○	
下水道受益者負担金	○		
高齢者タクシー券	○		
館林地区消防組合世帯主異動リスト	○	○	
日赤社費納入票作成		○	
マイナンバー	○	○	
幼稚園保育料	○		

現 況				具体的な調整内容
2 住民情報等基幹システム以外の重要システム				<p>住民情報等基幹システム以外の重要システムについては、①共通システムは、館林市の例により合併時に統合し、②個別導入システムは、合併時まで調整し、統合する。</p> <p>また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合する。</p> <p>なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。</p>
システム名	館林市	板倉町	共通・個別	
戸籍システム	○	○	共通	
生活保護システム	○			
医療扶助レセプト電子化システム	○			
子ども・子育て支援システム	○	○	共通	
介護保険システム	○	○	共通	
介護認定審査会システム	○	○	共通	
家屋評価システム	○	○	個別	
固定資産地図情報システム	○	○	共通	
住民基本台帳ネットワークシステム	○	○	共通	
障害支援区分認定審査会システム	○	○	共通	
校務支援システム	○	○	共通	
学校給食費管理システム	○			
公営住宅管理システム	○			
図書館管理システム	○	○	共通	
財務会計システム	○	○	個別	
人事給与システム	○	○	個別	
ネットワーク関連設備等	○	○	個別	

現 況				具体的な調整内容
3 住民情報等基幹システム以外の主なシステム（上記1、2以外のシステム）				<p>住民情報等基幹システム以外の主なシステムについては、個別導入システムは、合併時までに調整し、統合する。</p> <p>また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合する。</p> <p>なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。</p>
システム名	館林市	板倉町	共通・個別	
農地台帳システム	○	○	個別	
職員間システム（グループウェア）	○	○	個別	
文書管理システム	○	○	個別	
例規集管理システム	○	○	個別	
建築行政共用データベースシステム	○			
会議録検索システム	○			

協議第30号

合併協定項目23-3 広聴広報関係事業について

広聴広報関係事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-3 広聴広報関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 広報事業については、合併時に統合する。2 広聴事業については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-3 広聴広報関係事業	関係項目	1 広報事業
調整方針	広報事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 広報紙	<p>(1) 名 称 広報館林</p> <p>(2) 発行回数 22回</p> <p>(3) 発行部数 29, 400部</p> <p>(4) 様 式 A4版</p> <p>(5) 配布方法 行政区(66地区)を通して配布している。その他には、市内駅・スーパーなど18か所に設置し配布。</p> <p>(6) 刷り色 1日号：表紙及び裏表紙+中最大8ページまで4色刷、その他は2色刷 15日号：2色刷</p> <p>(7) 平均ページ数 17.5ページ(平成28年度)</p> <p>(8) 有料広告 有り</p> <p>(9) 編集方法 各課より提出された原稿をDTPソフトで編集し、業者へデータを提出する。</p>	1 広報紙	<p>(1) 名 称 広報いたくら</p> <p>(2) 発行回数 12回</p> <p>(3) 発行部数 5, 300部</p> <p>(4) 様 式 A4版</p> <p>(5) 配布方法 行政区(15地区)を通して配布している。その他には、町内駅・大学・スーパーなど46か所に設置し配布。</p> <p>(6) 刷り色 2色刷・年に数回4色刷</p> <p>(7) 平均ページ数 17.3ページ(平成28年度)</p> <p>(8) 有料広告 有り</p> <p>(9) 編集方法 各課より提出された原稿をDTPソフトで編集し、業者へデータを提出する。</p>
具体的な調整内容			
<p>広報紙については、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>具体的には、きめ細かな情報発信を行うため、発行回数は館林市の例により増やす。ただし、発行回数増加に伴う配布については、行政区の理解を得ながら行う。</p>			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 公式ホームページ</p> <p>(1) 内容 インターネットを利用した市のホームページの管理・運営を行い、市政に関する情報を市民に周知する。</p> <p>(2) 更新 情報を所管する各所属（各課）の作成原稿に基づき、秘書課（広聴広報係）がウェブページ更新（作成・修正・削除）・公開を一括して行っている。</p> <p>(3) 有料広告 有り</p>	<p>2 公式ホームページ</p> <p>(1) 内容 インターネットを利用した町のホームページの管理・運営を行い、町政に関する情報を町民に周知する。</p> <p>(2) 更新 情報を所管する各所属（各係）が、ウェブページ更新（作成・修正・削除）を行い、総務課（情報広報係）が承認し、公開する。</p> <p>(3) 有料広告 有り</p>	<p>公式ホームページについては、更新方法が異なるため、板倉町の例により合併時に統合し、新市ホームページとして公開する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-3 広聴広報関係事業	関係項目	2 広聴事業
調整方針	広聴事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 陳情要望</p> <p>【概要】</p> <p>市民団体等からの陳情や請願等の受付及び関係部署との調整を行う。書面での回答や懇談など、相手からの要望に応じて、適宜対応している。</p> <p>懇談については、事業担当課職員と陳情・要望担当課職員が同席して、話し合いを行う。</p> <p>(1) 受付担当課 秘書課（広聴広報係）</p> <p>(2) 対応案作成課 各担当課</p> <p>2 パブリックコメント</p> <p>【概要】</p> <p>市の基本的な政策等の策定過程において、政策等の目的、内容等の必要な事項を広く公表し、市民等からの意見又は提案を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する。</p> <p>(1) 実施担当課 各担当課</p> <p>(2) 取りまとめ担当課 秘書課（広聴広報係）</p>		<p>1 陳情要望</p> <p>【概要】</p> <p>町民団体等からの陳情や請願等は総務課秘書人事係が受付を行い、要望の内容に応じて担当部署が対応している。</p> <p>懇談等の要望がある場合については、町長をはじめ事業担当課長および担当職員が同席して、話し合いを行う。</p> <p>(1) 受付担当課 総務課（秘書人事係）</p> <p>(2) 対応案作成課 各担当課</p> <p>2 パブリックコメント</p> <p>【概要】</p> <p>町の基本的な政策等の策定過程において、政策等の目的、内容等の必要な事項を広く公表し、町民等からの意見又は提案を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する。</p> <p>(1) 実施担当課 各担当課</p> <p>(2) 取りまとめ担当課 なし</p>	
具体的な調整内容			
<p>陳情要望については、要望の対応方法等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>パブリックコメントについては、取りまとめ方法等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 住民の声（意見、要望、苦情等）への対応</p> <p>【概要】 市民からの意見、要望及び苦情等について内容を確認、検討し市政へ反映する。 また、受付から対応結果までの進捗を管理し、情報の一元化を図るため、市民の声管理システムを導入している。</p> <p>【対応】 (1) 取りまとめ担当課 市民協働課（市民相談係） (2) 回答案作成課 関係各課</p>	<p>3 住民の声（意見、要望、苦情等）への対応</p> <p>【概要】 町政に関する意見及び提案を電子メールや手紙等で受けたものについて、内容を確認、検討し町政へ反映する。</p> <p>【対応】 (1) 取りまとめ担当課 総務課（情報広報係） (2) 回答案作成課 関係各課</p>	<p>住民の声（意見、要望、苦情等）への対応については、システムの有無等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

協議第31号

合併協定項目23-5 納税関係事業について

納税関係事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-5 納税関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 コンビニ納付については、合併時に統合する。2 インターネット公売については、合併時に統合する。3 督促手数料については、合併時に廃止する。4 標識弁償金については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	1 コンビニ納付
調整方針	コンビニ納付については、合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
【内容】 納付環境の充実及び納税者の利便性を図るため、市税及び国民健康保険税のコンビニ納付を行う。	なし		コンビニ納付については、館林市のみ実施しており、納税者の利便性向上のため、館林市の例により合併時に統合する。
※参考 平成28年度実績 コンビニ納付率（市税+国保税） 25.90% ※コンビニ納付率 ＝コンビニ納付件数／総納付件数 （普通徴収） 納付件数 76,494 件／295,316 件 納付額 1,307,358,513 円			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	2 インターネット公売
調整方針	インターネット公売については、合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 市税の確保を図るとともに、税負担の公平性を維持するため、差押財産の公売を行う。</p> <p>【内容】 Yahoo! JAPANが5月～翌年3月中に開催する全8回の官公庁オークションの内、3回～4回参加・出品するもの。</p> <p>【経費】 落札システム利用料として、落札額の3%を支払う。</p> <p>※参考 平成28年度実績 落札件数 3件 落札金額 11,135,001円</p>	なし		<p>インターネット公売については、館林市のみ実施しており、歳入確保のため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	3 督促手数料
調整方針	督促手数料については、合併時に廃止する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
なし ※参考 督促状況 市税、国保税 平成28年度実績 督促状46,313通		【内容】 町税条例第20条により督促状1通について、50円を徴収する。 平成28年度実績は、144,900円 なお、特別徴収義務者への督促手数料の徴収はない。 ※参考 督促状況 町税、国保税 平成28年度実績 督促状5,950通	
具体的な調整内容			
督促手数料については、県内では、市の取扱いはなく、また、町村は、板倉町も含め4町村のみの取扱いであることから、合併時に廃止する。			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	4 標識弁償金
調整方針	標識弁償金については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
なし	<p>【内容】</p> <p>原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃車申請及び標識返納に際し、標識（ナンバープレート）を故意又は過失による毀損、紛失等をした場合は、弁償金を徴収する。（町税条例第91条第8項）</p> <p>1 対象者 所有者</p> <p>2 徴収金額 200円／1件（盗難による場合は免除）</p> <p>※参考 平成28年度実績 5件</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>標識弁償金については、板倉町のみ徴収しているため、板倉町の例により合併時に統合する。</p>

協議第32号

合併協定項目23-25 文化・スポーツ振興事業について

文化・スポーツ振興事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-25 文化・スポーツ振興事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 文化財の保護と管理に関することについては、合併時に再編する。2 生涯スポーツ振興計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-25 文化・スポーツ振興事業	関係項目	1 文化財の保護と管理に関すること
調整方針	文化財の保護と管理に関することについては、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 文化財 市指定文化財 35件	2 文化財の定期巡回、状況把握 1回程度/月	3 文化財の維持管理 除草、害虫駆除、樹木剪定、修繕等	4 文化財管理委託事業 該当なし
5 文化財保存事業 文化財の保存事業等を行う際、所有者等に予算の範囲で補助金を交付する。	1 文化財 町指定文化財 58件	2 文化財の定期巡回、状況把握 県文化財保護指導員によるパトロール巡回	3 文化財の維持管理 該当なし
	4 文化財管理委託事業 町指定文化財の所有者等と管理委託契約を締結し、文化財の管理を行っている。 《委託料》 10,000円/年額	5 文化財保存事業 文化財の保存事業等を行う際、所有者等に予算の範囲で補助金を交付する。	
具体的な調整内容			
文化財の保護と管理に関することについては、文化財の維持管理方法及び文化財保存事業等が異なるため、合併時に再編する。 ただし、指定文化財については、現行のとおり新市において継承する。			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>《補助額》</p> <p>50万円未満 対象外</p> <p>50万円以上 250万円未満 40% (上限 75万円)</p> <p>250万円以上 500万円未満 30% (上限 100万円)</p> <p>500万円以上 1,500万円未満 20% (上限 150万円)</p> <p>1,500万円以上 10% (上限 200万円)</p> <p>6 地域ボランティアと連携した保護、活用 文化財所有者又は地元住民、ボランティアと連携した保護、活用の実施</p>	<p>《補助額》</p> <p>補助対象経費の50%</p> <p>※国・県補助金がある場合には、その金額を差し引いた額の50%以内</p> <p>6 地域ボランティアと連携した保護、活用 該当なし</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-25 文化・スポーツ振興事業	関係項目	2 生涯スポーツ振興計画
調整方針	生涯スポーツ振興計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
<p>○第二次館林市生涯スポーツ振興計画</p> <p>【目的】 すべての市民が多種多様な選択ができるスポーツ環境の充実が必要とされることを踏まえ、地域や学校、企業、関係団体などすべての人たちが、生涯を通じて気軽にスポーツを親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指すもの。</p> <p>【計画期間】 平成24年度～平成33年度</p> <p>【基本理念】 より多くの市民がスポーツの楽しみや感動を分かち、支え合う社会を構築する。</p> <p>【全体目標】 スポーツをする人、観る人、支え・育てる人の連携、協働の推進</p>		なし	生涯スポーツ振興計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>【基本施策】</p> <p>1 スポーツ機会の提供 だれでも・いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しめる機会の提供</p> <p>2 競技スポーツの振興 競技者と競技指導者のレベルアップに必要な環境の整備</p> <p>3 スポーツを支え、育てる環境の整備 各種イベントやボランティア活動への参加、また民間活力の積極的導入による活性化を図る</p> <p>4 スポーツ施設の充実 各施設の再整備、また管理運営体制の見直しを図る</p>		

協議第33号

合併協定項目23-27 生涯学習事業について

生涯学習事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-27 生涯学習事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併時に統合する。2 成人式については、合併時に統合する。3 公民館業務に関することについては、合併時に再編する。4 青少年センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-27 生涯学習事業	関係項目	1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整
調整方針	社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。</p> <p>○主な団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中PTA連合会 ・婦人会連絡協議会 ・子ども会育成団体連絡協議会 ・地区子ども会・子ども会育成会 		<p>【目的】 社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。</p> <p>○主な団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中PTA連合会 ・女性あどぼんす ・子ども会育成会連絡協議会 ・4地区子育連及び子ども会育成会 	
<p>具体的な調整内容</p> <p>社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、団体の形態、組織や補助対象となる団体が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-27 生涯学習事業	関係項目	2 成人式																																
調整方針	成人式については、合併時に統合する。																																		
現		況																																	
館 林 市		板 倉 町																																	
<p>1 期日 成人の日の前日の日曜日</p> <p>2 会場 館林市文化会館大ホール</p> <p>3 記念品の選定・発注</p> <p>4 集合写真撮影の依頼</p> <p>5 式典の準備、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備：教育委員会 ・式典進行及び第2部アトラクションともに「二十歳のつどい」実行委員会が担当 <p>※ 平成29年成人式出席者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当者(人)</td> <td>410</td> <td>388</td> <td>798</td> </tr> <tr> <td>出席者(人)</td> <td>349</td> <td>299</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>出席率(%)</td> <td>85.12</td> <td>77.06</td> <td>81.20</td> </tr> </tbody> </table>			男	女	計	該当者(人)	410	388	798	出席者(人)	349	299	648	出席率(%)	85.12	77.06	81.20	<p>1 期日 成人の日の前日の日曜日</p> <p>2 会場 東洋大学板倉キャンパス</p> <p>3 集合写真を記念品として配布</p> <p>4 集合写真撮影の依頼</p> <p>5 式典の準備、式典進行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備：教育委員会 ・式典進行は事務局が行う。第2部パーティーは実行委員会が担当 <p>※ 平成29年成人式出席者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当者(人)</td> <td>106</td> <td>87</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>出席者(人)</td> <td>89</td> <td>63</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>出席率(%)</td> <td>83.96</td> <td>72.41</td> <td>78.76</td> </tr> </tbody> </table>			男	女	計	該当者(人)	106	87	193	出席者(人)	89	63	152	出席率(%)	83.96	72.41	78.76
	男	女	計																																
該当者(人)	410	388	798																																
出席者(人)	349	299	648																																
出席率(%)	85.12	77.06	81.20																																
	男	女	計																																
該当者(人)	106	87	193																																
出席者(人)	89	63	152																																
出席率(%)	83.96	72.41	78.76																																
具体的な調整内容																																			
成人式については、開催方法や運営等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。																																			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-27 生涯学習事業	関係項目	3 公民館業務に関すること
調整方針	公民館業務に関することについては、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 公民館数 11館</p> <p>2 公民館業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種学級講座の開催 ・施設貸し出し ・図書の貸し出し ・備品の貸し出し ・公民館だよりの発行 ・公民館まつり <p>3 開館時間 午前9時～午後10時</p> <p>4 休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1日（館により異なる） ・年末年始（12月28日～翌年1月4日） 	<p>1 公民館数 4館</p> <p>2 公民館業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種学級講座の開催 ・施設貸し出し ・図書の貸し出し ・備品の貸し出し ・公民館だよりの発行（南部公民館のみ） ・公民館まつり又は利用団体発表会 <p>3 開館時間 午前9時～午後9時</p> <p>4 休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日と祝日（祝日が月曜日の場合は火曜日 も休館） ・年末年始（12月28日～翌年1月3日） 	<p>具体的な調整内容</p> <p>公民館業務に関する ことについては、業務 内容、開館時間、休館 日等が異なるため、地 域住民の利便性、必要 性を考慮し、合併時に 再編する。</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-27 生涯学習事業	関係項目	4 青少年センター	
調整方針	青少年センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。			
現 況			具体的な調整内容	
館 林 市		板 倉 町		
<p>【名称】 青少年センター</p> <p>【目的】 青少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、館林市青少年センターを設置する。</p> <p>1 青少年センターの業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年補導 ・青少年相談 ・青少年情報提供 ・その他、青少年の健全育成及び非行防止に必要な事業 <p>2 青少年センターの組織</p> <p>(1) 館林市青少年センター運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 10名 <p>(2) 補導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館林市青少年補導員 100名 <p>(3) 相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館林市青少年相談員 4名 <p>(4) 指導員（嘱託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任青少年指導員 1名 ・青少年指導員 1名 ・社会教育指導員 1名 		なし		<p>青少年センターについては、館林市のみ設置しているため、合併時は現行のとおりとし、館林市の例により合併後に統合する。</p>

協議第34号

合併協定項目23-28 男女共同参画事業について

男女共同参画事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年11月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-28 男女共同参画事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 男女共同参画基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 男女共同参画事業については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-28 男女共同参画事業	関係項目	1 男女共同参画基本計画
調整方針	男女共同参画基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【名称】 第5次館林市男女共同参画基本計画</p> <p>【目的】 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び館林市男女共同参画推進条例第9条の規定に基づき、男女共同参画の施策を総合的・計画的に推進する計画を定め、市民への啓発及び人材育成を図ることにより、男女が共に個性と能力を発揮し、いきいきと活躍する社会を目指す。</p> <p>【内容】 (1) テーマ 「男（ひと）女（ひと）が共に輝き、生き生きと暮らせる社会づくり」 (2) 基本目標 ・あらゆる分野における男女共同参画 ・安全安心な暮らしの実現 ・男女の人権の平等 (3) 計画期間 平成29年度～平成33年度</p>		なし	
		<p>具体的な調整内容</p> <p>男女共同参画基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-28 男女共同参画事業	関係項目	2 男女共同参画事業
調整方針	男女共同参画事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 啓発講演会 男女共同参画週間（6月23日～6月29日）に、講演会等の啓発事業を実施する。</p> <p>2 人材育成セミナー 課題解決に向けた企画立案や提言ができる女性を育成する。</p> <p>3 情報紙「扉を開こう」の発行（年3回） 男女共同参画情報誌を発行し、男女共同参画への意識啓発を図る。</p> <p>4 「男女が共に輝く社会をみんなで作ろう一行詩」の募集・表彰 小学校5・6年生、中学生、高校生以上一般を対象に、男女共同参画の啓発に関する一行詩を募集し、優秀作品を表彰する。</p> <p>5 職員への啓発活動 男女共同参画啓発紙「いきいき」を発行し、職員の理解を促進する。</p>		なし	
		具体的な調整内容	
		男女共同参画事業については、館林市のみ事業を実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。	